

第一薬科大学 薬学部

履修規程（抜粋）

本学学則に基づきこの規程を定め、特に記載がない限り薬学科及び漢方薬学科に共通に適用する。

第 1 章 履 修 科 目

（履修科目）

第 1 条 学生は、各学年に配当された科目はその学年において履修し、単位を修得しなければならない。詳細は学則別表第 1 による。

- 2 1 年間の履修単位数は上限を 5 6 単位とする。
- 3 上級年次履修開始科目は履修できない。

第 2 章 履 修 方 法

（修業年限）

第 2 条 修業年限は 6 年とし、その単位数は第 1 条のとおりとする。

（科目の配当・卒業所要単位数）

第 3 条 必修科目、選択科目とも修業年限の間に、体系的に各年次に配当する。なお卒業所要単位数は次の通りとする。

平成 1 8 年度以降入学生 学則別表第 1 の科目表の記載内容に従う。

（進級基準）

第 4 条 各学年とも、その学年次までに履修すべき受講科目のうち、所定の科目を修得しなければ次学年に進級できない。

- 2 出席日数不足科目を 2 科目以上有する者は進級できない。
- 3 実習科目のうち、未修得科目を有する者は進級できない。
- 4 次学年に進級できない者の基準は次のとおりとする。

平成27年度以降入学生

学年	基準
2年次への進級	1年次の受講科目のうち、4科目以上未修得科目を有する者
3年次への進級	2年次までの受講科目のうち、4科目以上未修得科目を有する者
4年次への進級	3年次までの受講科目のうち、4科目以上未修得科目を有する者
5年次への進級	4年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者
6年次への進級	5年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

平成22～26年度入学生

学 年	基 準
2年次への進級	1年次の受講科目のうち、5科目以上未修得科目を有する者
3年次への進級	2年次までの受講科目のうち、4科目以上未修得科目を有する者
4年次への進級	3年次までの受講科目のうち、4科目以上未修得科目を有する者
5年次への進級	4年次までの受講科目のうち、3科目以上未修得科目を有する者
6年次への進級	5年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

(卒業資格)

第5条 6年以上在学し、第3条に定める単位を修得した者に卒業資格をあたえる。

(不足単位の修得)

第6条 不足単位の修得については別に定める。

第3章 試験

(成績算定)

第7条 学業成績は、原則として定期試験により算定する。
ただし、科目によっては平素の成績を加味することができる。

(実習・演習等の成績算定)

第8条 実習・演習等については、前条によらないことがある。
2 実習・演習の科目に関しては、別に定める。

3 卒業研究、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱについては、別に定める。

(受験資格の停止)

第9条 受験の3日前までに、その期までの授業料及びその他諸納入金を納入していないときは、全科目受験できない。

2 次のいずれかに該当する場合は、その科目を受験できない。

(1) 第24条に該当するとき。

(2) 試験開始に間に合わなかったとき。(電車の遅延等、本人の責に帰することのできない理由により遅刻した場合を除く)

(追試験)

第10条 病気、その他やむを得ない事由により、第7条の試験を受けることができなかった者には、1回に限り追試験を行うことがある。

(再試験)

第11条 第7条の試験において不合格となった者に対しては、毎年度原則として1回に限り再試験を行うことがある。

(臨時試験)

第12条 科目担当者が必要と認めた場合は、臨時試験を行うことがある。ただし、臨時試験は、その科目の定期試験実施以前において行うものとする。

(試験料)

第13条 第10条及び第11条により追試験または再試験を受けようとする者は、1科目につき所定の追試験又は再試験の試験料を納入しなければならない。

第4章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 その科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格したときは、その科目の単位を認定する。

(点数、標語及びグレード・ポイント・アベレージ(GPA))

第16条 学業成績は点数をもつて行うとともに、下表の標語及びグレード・ポイント(以下「GP」という。)をもつて表すものとする。

標語	点数	GP
秀	100～90点	4
優	89～80点	3

良	79～70点	2
可	69～60点	1
不可	59点以下	0

- 2 可以上を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 学力を総合的に評価する指標として、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を使用する。
各履修科目のGPに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがGPAとなる。

（追試験の点数限度）

第17条 第10条により認定された科目の成績は80点を限度とする。

（再試験の点数限度）

第18条 第11条により認定された科目の成績は60点を限度とする。

（不正行為が行われた場合の成績）

第19条 次の場合は、その年次の当該科目の成績を0点とし、その他の科目の成績は10分の8をもってその年次の成績とする。

- (1) 不正な方法によって受験したとき。
- (2) 不正な方法によって他人に受験の便宜を提供したとき。
- (3) その他著しい不正行為のあったとき。

（レポート・論文等）

第20条 レポート・論文等の提出日時を経過したものの単位は認定しない。
ただし、事情により担当者の許可があった場合はこの限りでない。

（受験資格の喪失）

第24条 授業及び試験を欠席した場、次に示す場合は当該科目の受験資格を喪失する。

- (1) 出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たない場合。
- (2) 定期試験の欠席日より3日以内に届け出をしなかった場合。

第 6 章 再履修

（再履修を必要とする者）

第26条 次の者は、当該科目を再履修しなければならない。

- (1) 出席時間数不足に伴い受験資格を失った者
- (2) 第4条第2項に該当した者
- (3) 前項のほか、教授会にて再履修が必要と認められた者

2 再履修の手続き等、細部については別に定める。

- 37 この規程は平成30年4月1日から施行する。
なお、第4条第2項及び第3項の規定は、平成30年度入学生により適用する。
- 38 この規程は平成31年4月1日から施行する。